

京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』第十六
翻刻・校注：月令(三)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深澤, 瞳 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6840

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』第十六翻刻・校注

——「月令」(三)——

深 澤 瞳

はじめに

『天地瑞祥志』は、唐の薩守真(異説あり)という人物によって編纂された天文類書である。これまではさほど注目されてこなかった書物であったが、二〇一一年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会(代表・水口幹記氏)が立ち上げられ、輪読会を行ってきた。

この研究会での成果は、水口幹記氏・田中良明氏によって第一の翻刻・校注が『藤女子大学国文学雑誌』九三号(二〇一五年)及び九四号(二〇一六年)に、佐野誠子氏・佐々木聡氏によって第十四の翻刻・校注が『名古屋大学中国語學文學論集』第二九輯(二〇一五年)等に発表されている。本稿はこれらに続く研究会の成果報告である。なお、『天地瑞祥志』に関しては、前掲『藤女子大学国文学雑誌』九三号に収録されている水口幹記氏による「序」を参照されたい。

さて、『天地瑞祥志』第十六には、「月令」「五行」「木」「火」「土」「金」「水」の項目が立てられており、また「水」には「醴泉」「井」が付されている。本稿ではこのうち、「月令」の翻刻・校注を収録する。なお、分量的な事情により、全

体を適宜分割し、(一)には「一月・二月・三月」を(『武蔵野大学日本文学研究所紀要』第六号、二〇一八年二月)、(二)には「四月・五月・六月」を掲載し(『武蔵野大学日本文学研究所紀要』第七号、二〇一九年二月刊行予定)、本稿は(三)として、「七月・八月・九月」を掲載する。

この第十六「月令」の翻刻と校注は深澤瞳が担当したが、この成果は決して一人だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。

『天地瑞祥志』翻刻・校注凡例

原文

- 一、底本には京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』を用いる。
- 一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を図り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に01、02、……と番号を付して①に記した。
- 一、底本は鈔本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。
- 一、底本の双行注(割り注)は山括弧〈〉に入れて示し、欠字は□で示している。
- 一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊経閣文庫蔵『天地瑞祥志』(以下「尊経閣本」と略す)と異なる際には、①の本文の右旁に「一」「二」……と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、鈔本に類見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。(尊経閣本との校合は、尊経閣において当該書を実見し、紙焼きを購入している『天地瑞祥志』研究会代表の水口幹記が行った。)

校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と「日」、「亘」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異なる場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を丸括弧（ ）に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊経閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項が有れば②の文末に注記した。

訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

注釈

一、関連資料は③の右傍に（一）（二）……と付し、④に提示した。

一、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と対応する箇所傍線を付している。また、引用

箇所注に注釈が付いている場合、本文中に(1)(2)の番号を付して、本文の後に併記した。なお、引用文が長大に渉る際には、本文・注釈とともに『天地瑞祥志』本文と関連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠となった文字については、④の当該文字を□で囲み示した。一、『天地瑞祥志』本文中の「守曰」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。

※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピュータ処理の可能な限り努めたが、最終的な判断は担当者に一任した。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によって異なるため、各巻の注釈の体裁も、各担当者に一任している。

翻刻・校注

◎月令：「月令」では、一年一二月月における政令を、自然界の推移に対応させて述べている。本文は「礼記月令云」と始まるように、『礼記』「月令」の本文を再構成した形となっている。ただし、『礼記』「月令」の冒頭にあるような天文・曆に関する記述は引用されていない。割注は、『礼記』の鄭氏注とほとんど同じである。

なお、『礼記』の本文引用・訓読にあたっては、竹内照夫『礼記』（新釈漢文大系、明治書院）、市原亨吉・鈴木隆一・今井清『礼記』（全釈漢文大系、集英社）などを参照していることをはじめにお断りしておく。その他の資料は適宜表示した。

くり返しになるが、本稿では、『天地瑞祥志』巻十六「月令」中の、「七月・八月・九月」について検討する。また、①②③中の「〈〉」は、割注であることを示している。なお、前稿(二)からの続きなので、通し番号は「08」から始まる。

七月天子乃命將師選士厲兵簡練桀後專任功以征不義也脩法制繕囹圄具桎梏審斷決獄訟必端平戮有罪嚴斷刑也農穀乃登先薦寢廟（黍稷之屬於是始熟）命百官知収革（順秋氣収革物）脩宮室坏墻垣補郭（象神氣也斂物當藏）毋以封諸侯立太官毋以割地行大使出大幣也完堤坊謹壅塞以備水潦孟秋行冬令則陰氣大勝（亥之氣乘者也）介虫敗穀（介甲也甲虫屬冬敗穀者稻蟹之屬也）戎兵乃來（十月宿直營々室々之氣為為害也營室主武士也）行春令則其國乃旱（寅之氣乘也雲雨以風除也）陽氣復還五眦無實（陽氣能生不能成也）行夏令則國多火災（巳之氣乘者也）寒熱不節民多病亡疾（寒熱所為令月令廟亡疾為疾疫也）

七月、天子乃命將師、選士厲兵。簡練桀後、專任功、以征不義也。脩法制、繕囹圄、具桎梏。審斷決獄訟、必端平。戮有罪、嚴斷刑也。

農穀乃登、先薦寢廟。（黍稷之屬、於是始熟。）命百官始収斂。（順秋氣収斂物。）脩宮室、坏墻垣、補郭。（象秋氣也。斂物、當藏。）毋以封諸侯、立太官。毋以割地、行大使、出大幣（也）。完堤坊、謹壅塞、以備水潦。

孟秋行冬令、則陰氣大勝（亥之氣乘者也）、介虫敗穀（介甲也。甲虫屬冬。敗穀者、稻蟹之屬也）、戎兵乃來。（十月宿直營々室々之氣、為為害也。營室主武事也。）

行春令、則其國乃旱。（寅之氣乘也。雲雨、以風除也。）陽氣復還、五眦無實。（陽氣能生。不能成也。）

行夏令、則國多火災。〔巳之氣乗者也〕。寒熱不節、民多病亡疾。〔寒熱所爲。今月令病亡疾爲疾疫也。〕

〇〇③

七月、(一)天子乃ち將師に命じて、士を選び兵を厲がしむ。桀俊を簡練し、専ら功に任じ、以て不義を征するなり。(二)法制を脩め、圜圍を繕め、桎梏を具ふ。(三)審かに獄訟を断決して、必ず端平にす。有罪を戮し、断刑を嚴にするなり。

(四)農穀乃ち登め、先づ寢廟に薦む。〔黍稷の属、是に始めて熟す〕。百官に命じて初めて收斂せしむ。〔秋氣に順ひて、物を收斂す〕。宮室を脩め、墻垣を坏ぎ、郭を補ふ。〔秋氣に象るなり。斂する物、當に蔵ふべし〕。以て諸侯を封じ、太官を立つること母れ。以て地を割き、大使を行り、大幣を出すこと母れ。堤坊を完し、壅塞を謹み、以て水潦に備ふ。

(五)孟秋に冬令行はば、則ち陰氣大いに勝り〔亥の氣乗ぐものなり〕、介虫穀を敗り〔介は甲なり。甲虫冬に属す。穀を敗るるは、稻蟹の属なり〕、戎兵乃ち來たる。〔十月宿は營室に直る。營室の氣、害を爲す爲なり。營室は武事を主るなり〕。

(六)春令を行はば、則ち其の國乃ち旱す。〔寅の氣乗ぐものなり。雲雨、風を以て除かるるなり〕。陽氣復た還り、五毗實ること無し。〔陽氣能く生ず。成す能はざるなり〕。

(七)夏令を行はば、則ち國火災多し。〔巳の氣乗ぐものなり〕。寒熱節あらず、民多く病し亡疾す。〔寒熱の爲す所なり。今の月令は「病亡疾」を「疾疫」に爲すなり〕。

◎『礼記』月令

- (一) 天子乃命將師、選士厲兵。簡練桀俊、專任有功、以征不義。〔1〕
- (二) 是月也、命有司、脩法制、繕囹圄、具桎梏。
- (三) 審斷決獄訟、必端平。〔2〕戮有罪、嚴斷刑。
- (四) 是月也、農乃登穀。天子嘗新、先薦寢廟。〔3〕命百官始収斂、〔4〕完隄坊、謹壅塞、以備水潦。〔5〕脩宮室、坏墻垣補城郭。〔6〕是月也、毋以封諸侯立大官。毋以割地、行大使、出大幣。〔7〕
- (五) 孟秋行冬令、則陰氣大勝、〔8〕介蟲敗穀。〔9〕戎兵乃來。〔10〕
- (六) 行春令則其國乃旱〔11〕陽氣復還五穀無實〔12〕
- (七) 行夏令、則國多火災、〔13〕寒熱不節、民多瘧疾。〔14〕

◎鄭氏注

- 〔1〕 征之言正也。伐也。
- 〔2〕 端猶正也。
- 〔3〕 黍稷之屬、於是始熟。
- 〔4〕 〈順秋氣収斂物〉。
- 〔5〕 備者、備八月也。八月宿直畢。畢好雨。

〔6〕象秋収斂、物當藏也。

〔7〕古者於嘗出田邑。此其月也。而禁封諸侯割地、失其義。

〔8〕亥之氣乘之也。

〔9〕介甲也。甲蟲屬冬。敗穀者稻蟹之屬。

〔10〕十月宿直營室。營室之氣爲害也。營室主武事。

〔11〕寅之氣乘也雲雨以風除也

〔12〕陽氣能生而不能成

〔13〕巳之氣乘之也。

〔14〕瘧疾寒熱所爲也。〔今〕月令瘧疾爲疾疫。

〇〇①

八月是月養衰老授几杖行竄粥飲食（助老氣也行猶賜也糜株々粥亭之也）飾衣裳文繡有恒、制冠帶有常也命有司申嚴百刑斬殺必當毋或柱々橈々不當反受其殃（申重之也）麻薦寢席（麻始熟也）可築城郭建都邑（守拋左傳云莊公廿九年冬十二月城諸及防書時也今十月之也）、穿寶窖脩困倉（穿寶窖者入地階曰寶方曰窖也）趣民收斂務蓄菜多積聚乃勸種麥無或失時、日夜分同度量平權衡正鈞石角斗角仲秋行春令則秋雨不降（卯之氣乘也卯宿直房心々爲火也）草木生榮（應陽勸也）國乃有恐（以火訛相驚也）行夏令則其乃早找虫不藏五穀復生（午之氣乘）行冬令則風灾數起（子之氣乘也北風殺物）収雷先行（先猶早也冬閉藏也）草木早死（寒氣盛也）

【校異】〔二〕〈人文研本〉則其乃早…〈尊經閣本〉則其乃旱

② 60

八月是月、養衰[□]老、授几杖、行糜粥飲食。〈助老氣也。行猶賜也。糜[□]株々粥亭之也〉。飾衣裳、文繡有恒、制冠帶有常也。命有司、申嚴百刑、斬殺必當、毋或枉々撓々不當、反受其殃。〈申重之也〉。麻薦寢席。〈麻始熟也〉。可築城郭、建都邑。〈守[□]拋左傳云、莊公廿九年冬十二月、城諸及防。書時也。今十月之也〉。穿竇[□]窖、脩困倉。〈穿竇[□]窖者入地、隋曰竇、方曰窖也〉。趣民收斂、務蓄菜、多積聚。乃勸種麥、無或失時。日夜分、同度量、平權衡、正鈞石、角斗[□]甬。

仲秋行春令、則秋雨不降。〈卯之氣乘也。卯宿直房心。々爲[□]大火也〉。草木生榮。〈應陽動也〉、國乃有恐。〈以火訛相驚也〉。

行夏令、則其國[□]乃旱、蟄虫[□]不藏、五穀復生。〈午之氣乘也〉。

行冬令、則風災數起。〈子之氣乘也。北風殺物〉、収雷先行。〈先猶早也。冬閉藏也〉、草木早死。〈寒氣盛也〉。

③ 60

(一) 八月、衰老を養ひ、几杖を授け、糜粥飲食を行ふ。^{なま}。〈老氣を助くるなり。行は猶ほ賜のごときなり。糜は株々の粥の亭なり〉。衣裳を飾り、文繡恒有り、冠帶制すること常に有るなり。有司に命じて、申^{かき}ねて百刑を嚴にし、斬殺必ず當たり、枉撓或ること母からしむ。枉撓して當たらざれば、反つて其の殃を受く。〈申は重なり〉、(二) 麻を寢廟に薦む。〈麻始めて熟するなり〉。(三) 城郭を築き、都邑を建つべし。(四) 守左傳に拋りて云く、莊公二九年冬十二月、諸及び防

に城きやうく。時を書するなり。今十月なり。竇窖さいくわうを穿ち、困倉くわんそうに脩む。竇窖さいくわうを穿つとは地に入りて、隋なるを竇と曰ひ、方なるを窖と曰ふなり。民を趣すすして收斂しゆれんせしめ、菜を蓄たくわふることを務め、積聚せきくわいを多くす。乃ち麦を種うるを勸め、時を失うこと或ること無からしむ。〔五〕日夜ひつ分ぶんしければ、度量りきりやうを同じくし、權衡けんけいを平らかにし、鈞石くわんせきを正しくし、斗糶とうりやくを角かくる。

(六) 仲秋に春令を行へば、則ち秋雨降らず。卯の氣乗ぐものなり。卯の宿は房心に直る。心を大火と爲すなり。草木生榮せいじやうし。陽の動くに應ずるなり。国乃ち恐れ有り。火の訛まがを以て相ひ驚くなり。

(七) 夏令を行へば、則ち其の國乃ち旱し、蟄虫せいちゆう藏れず、五穀復た生ず。午の氣乗ぐものなり。

(八) 冬令を行へば、則ち風災ふうさい数起り。子の氣乗ぐものなり。北風物を殺す。收雷しゆうらい先ちて行き。先は猶ほ早のごときなり。冬閉藏へいざうなり。草木早く死す。寒氣盛んなり。

〇〇④

◎『礼記』月令

(一) 是月也、養養老、授几杖、行糜粥飲食〔1〕、乃命司服、具飭衣裳、文繡有恒、制有小大、度有长短。衣服有量、必循其故。冠帶有常。乃命有司申嚴百刑、斬殺必當。毋或枉撓不當、反受其殃〔2〕

(二) 以犬嘗麻、先薦寢廟〔3〕

(三) 是月也、可以築城郭、建都邑、穿竇窖、修困倉、乃命有司、趣民收斂、務畜菜、多積聚、乃勸種麥、毋或失時〔4〕、其有失時、行罪無疑

(四) 『春秋左傳正義』卷十 莊公二九年

冬、十二月、「城諸及防」、書、時也。

◎『礼記』月令

- (五) 日夜分、則同度量、平權衡、正鈞石、角斗斛。
- (六) 仲秋行春令、則秋雨不降〔5〕、草木生榮〔6〕、國乃有恐〔7〕。
- (七) 行夏令、則其國乃旱、蟄蟲不藏、五穀復生〔8〕。
- (八) 行冬令、則風災數起〔9〕、收雷先行〔10〕。草木蚤死〔11〕。

◎鄭氏注

- 〔1〕 助老氣也、行猶賜也。 ※「糜秣々粥亭之也」はナシ。
- 〔2〕 申重之也、當調值其罪。
- 〔3〕 麻始熟也。
- 〔4〕 爲民將人物當藏也、穿竇窞者入地、隋曰竇、方曰窞也、：
- 〔5〕 卯之氣乘之也。卯宿直房心、心爲天火。
- 〔6〕 應陽動也。
- 〔7〕 以火訛相驚。
- 〔8〕 午之氣乘之也。
- 〔9〕 子之氣乘之也。
- 〔10〕 先猶蚤也。冬主閉藏。

〔11〕寒氣盛也。

10①

九月天子乃教於田獵以習五戎班馬攻（田獵之禮教民以戰法也五戎弓矢之類也馬攻其乘法）北面以誓之（誓衆似軍法也）以所獲禽祀四方之神也稻先薦寢廟（稻始熟也）季秋行夏令則其國大水冬藏殃敗民多訛曹（未之氣也六月宿直東井氣多暑雨者之也）行冬令則國多盜賊邊境不寧土地分裂（丑之氣乘也極陰為外邊境之象大寒之時地降折也）行春令則煖風來至氣解惰（辰之氣乘也異為風也）陸興不居（辰宿直角々主兵不居象風行不休止之也）

10②

九月、天子乃教於田獵、以習五戎、班馬政。〔田獵之禮、教民以戰法也。五戎弓矢之類也。馬政其乘法。〕北面以誓之。〔誓衆以軍法也。〕以所獲禽祀四方之神也。稻、先薦寢廟。〔稻始熟也。〕

季秋行夏令、則其國大水。冬藏殃敗、民多訛。〔未之氣乘也。六月宿直東井。氣多暑雨者、之也。〕

行冬令、則國多盜賊、邊境不寧、土地分裂。〔丑之氣乘也。極陰為外。邊境之象。大寒之時、地隆圻也。〕

行春令、則煖風來至、氣解惰。〔辰之氣乘也。〕異為風也。〔師興不居。辰宿直角。角主兵。不居象風行不休止、之也。〕

(二) 九月、天子乃ち田獵を教へ、以て五戎を習はし、馬政を班わかつ。〈田獵の礼、民に教ふるに戦法を以てするなり。五戎は弓矢の類なり。馬政は其の乘法なり。〉。(三) 北面して以て之に誓ふ。〈衆に誓ふるに軍法を以てするなり。〉。(三) 獲る所の禽を以て四方の神を祀るなり。(四) 稻を嘗め、先ず寢窟に薦む。〈稻始めて熟するなり。〉。

(五) 季秋に夏令を行へば、則ち其の國大水あり。冬藏殃敗し、民多く飢噓す。〈未の氣乗ぐものなり。六月宿は東井に直る。氣は暑雨多き者、之なり。〉。

(六) 夏令を行へば、則ち國に盜賊多く、邊境寧からず、土地分裂す。〈丑の氣乗ぐものなり。極陰を外と爲す。邊境の象なり。大寒の時、地隆圻するなり。〉。

(七) 春令を行へば、則ち煖風来り至り、氣解惰し。〈辰の氣乗ぐものなり。巽を風と爲すなり。〉、師興りて居まず。〈辰の宿は角に直る。角は兵を主る。居まずとは風行きて休止せざるを象る、之なり。〉。

104

◎『礼記』月令

(一) 是月也、天子乃教於田獵、以習五戒、班馬政。〔1〕

(二) 司徒摯扑、北面誓之。〔2〕

(三) 『礼記』月令 鄭氏注

命主祠祭禽于四方。〔以所獲禽祀四方之神也〕

〔四〕是月也、天子乃以犬嘗稻、先薦寢廟。〔3〕

〔五〕季秋行夏令、則其國大水、冬藏殃敗、民多飢饉。〔4〕

〔六〕行冬令、則國多盜賊、邊竟不寧、土地分裂。〔5〕

〔七〕行春令、則煖風來至、民氣解惰。〔6〕師興不居。〔7〕

◎鄭氏注

〔1〕教於田獵、因田獵之禮教民以戰法也。五戒、謂五兵：弓、矢、殳、矛、戈、戟也。馬政、謂齊其色、度其力、使

同乘也。校人職曰：凡軍事、物馬而頒之。

〔2〕誓衆以軍法也。

〔3〕稻始熟也。

〔4〕未之氣乘也。六月宿直東井、氣多暑雨。

〔5〕丑之氣乘也。極陰爲外、邊境之象也。大寒之時、地隆坼也。

〔6〕辰之氣乘也。巽爲風。

〔7〕辰宿直角、角主兵。不居、象風行不休止也。

——以上、「九月」まで。以降は別稿に続きます。